

被処分者	認定証番号	山形県公安委員会 第240519号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	SK代行 代表 板垣俊一
	主たる営業所が所在する市町村	酒田市
処分年月日	令和4年6月28日	
処分内容	指示処分	
処分理由	令和3年8月1日から令和3年10月14日まで、令和3年12月1日から令和4年2月28日まで、及び令和4年3月1日から令和4年4月17日までの合計213日間において、保険（共済）掛金の未払いにより保険（共済）契約を失効状態にさせ、代行運転自動車の損害賠償措置を講じていなかったこと。	
根拠法令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第2項	
処分を行った都道府県	山形県	